

生徒指導規程

尾道市立長江小学校

第1条 目的

すべての児童がルールを守り、安心して学校生活を送ることができるようにするため、生徒指導の充実をはかる。

第2条 生徒指導のポイント

- ① 自己肯定感の育成
児童が学校生活の中で自分の存在感を味わうことができ、集団への所属感がもてるように指導する。
- ② 自律の育成
児童が社会のルールを守り、互いをかけがいのない存在として認め合い、よりよい社会を実現するために貢献できる人間になれるように指導する。
- ③ 自己責任感の明確化
児童が、自分の行動を振り返り、自分がかかわったことについて、他人の責任にすることなく、自分で責任をとっていくといった姿勢を育てていく。

第3条 問題行動などへの指導

1 頭髪・服装の指導

- ① 頭髪違反
頭髪違反（髪染め・脱色・パーマ）をしたときは、児童に指導し保護者に直すことを依頼する。元に戻す猶予期間は1週間以内とする。守れないときは、特別な指導（第4条）とする。
・「ツブブロック」など、特別感のある髪型は避ける。
- ② 服装違反
名札・帽子などの忘れ物については、その場で指導し連絡帳などに書かせる。

2 反社会的な行動（窃盗・万引き・飲酒・喫煙・暴力・いじめ・恐喝・火遊び・器物破損など）

事実確認をし、指導をする。その後、保護者に来ていただき対応を話し合う。

いずれの場合も特別な指導（第4条）をする。

※ 場合によっては警察等と連携する場合もある。

3 持ってきてはいけないもの（携帯電話・ゲーム・漫画・菓子など）を持ってきたとき

事実確認をし、指導をする。その後、保護者に連絡をし、保護者に取りに来てもらう。

4 その他

その場で注意・指導し、場合によっては保護者に連絡をする。

第4条 特別な指導

安全・安心な学校にするため、本人の自律を育成するために、特別な指導を行うことがある。

<目的>

別室で児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを落ち着いて考えさせる。

1 反社会的な違反を犯したとき

別室にて指導を行う。児童本人の自覚と反省を促す。

2 授業妨害（騒ぐ・暴言など）を行ったとき

別室にて指導を行う。児童本人の自覚と反省を促す。落ち着くまでドリル学習など一人学習を行わせる。

3 注意しても校則を守らないとき（頭髪違反など）

1週間の猶予期間が過ぎても、改善が見られない場合は、他の児童への影響を考え、元に戻すまで別室指導とする。